

登米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 7 年 4 月 25 日改定

登米市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

登米市においては、西部に丘陵地帯、北上川左岸の東部は山間地帯であり、その間を平坦な登米耕土が広がっていることから、それぞれの地域によって農地の利用状況が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、中山間地域等では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、登米市においても改正農業経営基盤強化促進法（以下「改正基盤法」という。）の規定に基づき「地域計画」が公告され、農業者はじめ関係農業機関と一体となって取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき登米市農業委員と登米市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、登米市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する宮城県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する登米市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた登米市農業委員会の長期的な目標を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 令和7年3月	17,500ha	54.2ha	0.31%
目 標 令和9年3月	17,400ha	0ha	0.00%

※管内の農地面積については、農林水産省の統計による面積。

【目標設定の考え方】

現状の遊休農地面積の概ね30%を単年度の解消目標面積とし、令和9年末までに遊休農地の解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- 相続放棄等があった場合の対応について、特例や裁定制度を活用した方法を検討する。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集 積 面 積 (B)	集 積 率 (B/A)
現 状 令和 7 年 3 月	17,500ha	11,695ha	66.83%
3年後の目標 令和 9 年 3 月	17,400ha	12,999ha	74.71%
目 標 令和 13 年 3 月	17,200ha	15,136ha	88.00%

【目標設定の考え方】

令和 4 年 3 月に登米市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の目標面積を本指針の目標とし推進していくものとする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 農地中間管理機構等との連携について

- 登米市農業委員会は、登米市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

② 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

③ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農

地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単位年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
令和7年度実績	2人 1.47ha	0法人 0ha
令和6年度～8年度 3年間の目標	3人 0.9ha	3法人 1.8ha
令和9年度～13年度 5年間の目標	9人 2.7ha	9法人 5.4ha

【目標設定の考え方】

新規参入者の定義（農林水産省「新規就農者調査の概要」の一部を抜粋）

- 1 「新規参入者」とは、農業従事経験の有無を問わず、土地や資金等を調達し、新規で経営を開始した経営の責任者（1名）をいう（関係機関や関係農家と連携することが望ましい）。
夫婦ともに就農する場合や複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合も含む。
ただし、農家出身でUターンや退職等を機に、相続・分家等により親の農地を譲り受けて農業経営を開始した方は含まない。
- 2 「農業経営を開始」とは、次の定義に準ずる事業を開始した者をいう。
 - (1) 経営耕地面積が30アール以上の規模を営む者
 - (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の規模が、次表の農業経営体の物的指標以上の規模の農業を営む者
 - (3) 農作業の受託の事業を営む者

表：農業経営体の物的指標

露地野菜作付面積	15a	採卵鶏飼養頭数	150羽
施設野菜栽培面積	350㎡	ブロイラー年間	1,000羽
果樹栽培面積	10a	出荷羽数	
露地花き栽培面積	10a	その他	1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
施設花き栽培面積	250㎡		
搾乳牛飼養頭数	1頭		
肥育牛飼養頭数	1頭		
豚飼養頭数	15頭		

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 宮城県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農

地の借入れ意向のある認定就農者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

- 宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所 農業振興部（宮城県登米農業改良普及センター）、登米市産業経済部、みやぎ登米農業協同組合、新みやぎ農業協同組合及び登米市農業委員会が連携して行う就農相談会により、就農希望者のニーズを把握するとともに、農業マイスターの技術指導を通じて新規就農者の定着化を図る新規就農者等早期経営安定支援事業（登米農業マイスター）に継続して取組むなど、新規就農者の育成を図る。

② 農地等のあっせんについて

- 登米市農地利用最適化推進委員は、農地の出し手の掘り起こしや空きハウス等の情報収集に努めるとともに、新規就農希望者が経営を開始できるよう、必要に応じてこれらのあっせんを行う。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が十分にいない地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 登米市農業委員及び登米市農地利用最適化推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、フォローアップを行う。

また、担い手確保に向けて、地元高校等への積極的な接触や企業との橋渡しを行い、市内への人材の定着を目指す。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

登米市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、登米市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた農業を担う者への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用と働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力
- ・ 「地域計画目標地図」の活用を推進

第４ その他

この指針は、農地等利用の最適化の推進状況に応じて見直しを行う。

